

職員の名札の着用について（通達）

（平成13年1月9日徳務甲第13号／徳会甲第1号）

最終改正 令和3年3月30日徳企第5007号

警察刷新会議から国家公安委員会に提出された「警察刷新に関する緊急提言」を踏まえて警察庁が制定した「警察改革要綱」において、職務執行における責任の明確化のための方策として、窓口職員の名札の着用が盛り込まれたところである。

本県においては、適切な市民応接の推進を図ることを目的として、すでに本部総合受付及び各警察署受付を担当する職員並びに運転免許課員の名札着用を実施しているところであるが、さらに、適切な業務の推進を図るため、各種相談・証明・許可事務等市民と対応することが予定される業務に従事する職員についても着用することを原則として、下記のとおり、平成13年4月1日から斉一を図ることとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、県本部及び警察署の受付窓口において勤務する警察職員の名札着装について（平成10年5月15日付徳務甲第362号通達）は、前同日をもって廃止する。

記

第1 趣旨

本通達は、職務執行における責任の明確化並びに適切な市民応接の推進を図ることを目的として、受付業務、各種相談・証明・許可事務等県民への対応が予定される業務に従事する職員等に名札を着用させるにあたり、名札を着用すべき業務（以下「名札着用業務」という。）の範囲、着用方法等必要な事項を定めることを目的とする。

第2 名札着用業務の範囲

名札着用業務の範囲については、別表1のとおりとする。

第3 名札の支給

名札は、全ての職員（警察官、一般職員及び会計年度任用警察職員を指す。以下「職員」という。）に支給する。

第4 着用の方法

1 着用する場合

名札着用業務を行う職員が、警察施設内において来訪者と対応するときは、名札を着用するものとする。

2 着用部位

(1) 警察官が制服を着用している場合

右胸ポケット上部の中心に、ポケット上縁に名札の下縁が沿うように着けること。ただし、所属長章等の取扱いに関する訓令（平成13年徳島県警察本部訓令第22号）第2条で定める所属長章等を着装する職員にあっては、所属長章等の下に着けるものとする。

(2) 私服を着用している場合

原則として左胸に着けること。ただし、ポケットの位置等被服の形状によりこれにより難しいときは、右胸に着けること。

第5 名札の制式

名札の制式については、別表 2 のとおりとする。

第 6 名札の取扱い

1 名札の支給

所属長は、職員の新規採用、改姓等により新たに名札の支給が必要となった場合は、名札の新規交付申請書（別記様式第 1 号）により速やかに申し出ること。

2 名札の再交付

(1) 所属長は、職員が名札を滅失若しくは毀損した場合又は改姓した場合は、名札の再交付申請書（別記様式第 2 号）により、速やかに申し出ること。この場合において、滅失又は毀損の事由が当該職員の故意又は重大な過失によるものであり、本人に弁償させる必要があると認めるときは、その理由を記入すること。

(2) (1)の弁償代価は、購入価格とする。

3 名札の返納

所属長は、職員が退職し、又は休職を命ぜられた場合は、名札の返納申出書（別記様式第 3 号）により速やかに名札を返納すること。

第 7 運用にあたっての留意事項

1 幹部職員の率先着用

別表 1 において「名札を着用すべき職」に指定された職にある者は、勤務中は名札を着用すること。

2 担当者の明確化

名札着用業務を行う場合のほか、警察施設内において来訪者と応対する際には、積極的に氏名を告知するとともに、必要に応じて名刺を交付する等担当者の明確化を図ること。

3 警察施設外における着用について

各種会議等への出席、各種講習会等の実施に当たっては、警察施設外であっても積極的に名札を着用すること。

4 電話応対における氏名告知について

名札着用の趣旨に鑑み、電話応対においても、積極的に氏名を告知するよう努めること。

5 県本部庁内記章との関係

県本部に勤務する職員（外郭団体職員を含む。）は、徳島県警察庁舎管理規程（平成26年徳島県警察本部訓令第 7 号）第15条第 3 項及び徳島県警察本部庁内記章取扱要領の全部改正について（平成29年 9 月25日徳抛第289号）により、在庁中は庁内記章を着装するものとされているが、名札着用業務を行う職員が名札を着用する場合に限り、当該規定にかかわらず庁内記章の着装を省略することができるものとする。

6 外郭団体職員の着用について

警察施設内で勤務する外郭団体職員にあっても、職員に準じて名札を着用するよう当該警察施設を管理する所属の長から、当該団体の長に対して要請すること。

別表 1 （第 2、第 7 の 1 関係）

名札を着用すべき業務

1 名札を着用すべき業務

次に掲げる業務に従事する職員は、名札を着用すること。

(1) 各部共通

ア 広報・広聴に関する事務

警察署協議会をはじめ、部外の意見を聞く会議、会合等の実施を含む。

イ 各種相談に関する事務

ウ 犯罪被害者対策に関する事務

エ 証紙の売り払い

オ 免許、許認可、証明等に係る各種申請・届出に関する事務

(2) 警務部関係

ア 本部庁舎、本部分庁舎及び警察署における受付案内

イ 情報の公開に関する事務

ウ 遺失・拾得物の受理及びその還付

エ 留置施設における接見申出受理及び差入れ等物品の授受

(3) 生活安全部関係

防犯対策に関する事務

(4) 交通部関係

道路交通法に規定する通告に関する事務

2 名札を着用すべき職

警察署に置く職のうち、次に掲げる職にある者は、警察署の施設内において勤務する場合は名札を着用すること。

(1) 副署長及び次長

(2) 警務課長

別表 2（第 5 関係）

名札の制式

1 形状及び寸法

名札の形状は別紙のとおり。

寸法は、縦25mm×横60mmとする。

2 材質

材質は、金属と塩化ビニル製樹脂をはり合わせたものとする。

3 表示内容

金属面の地色は銀色とし、職員の姓を漢字（およそ10mm角）及びローマ字表記で刻印の上、字を黒色に着色する。字体は、丸ゴシック体とする。

4 装着部分

名札の装着部分は、安全ピン及びクリップのいずれの方法でも着用でき、かつ、名札に対して装着部分が回転するものとする。

形状 省略

別記様式 省略